

留学生通信 34号 平成24年9月10日

原発事故の風評被害対策に苦闘する日本語学校

日本語学校の重要性と留学生の重さへ配慮を

——東電・第二次損害賠償請求に理解薄く厳しい回答——

グローバル化の時代を迎えて、ますます日本語学校の重要性が高まっているにもかかわらず、日本語学校が進めている福島第一原子力発電所事故に対する放射能汚染による風評被害に対する東京電力への第2次損害賠償請求の進展が遅々として進んでいない。東北地方の日本語学校の中には「休校」という名の、事実上の学校閉鎖に追い込まれたところや、10月期生募集停止などの窮状が聞こえてくる。そこには、日本語学校に対する無理解が数多く存在する。

東京電力には想起してほしいのだが、日本は今や外国人登録200万人の「グローバル化の時代」を迎え、大学、専門学校、各種学校、株式会社組織の日本語学校など日本語に関する総合的教育体系が存在するが、日本社会を健全に支える上で留学生の日本語理解の増進、日本語活用の促進は欠かせない。日本語コミュニケーションの確保は、英語教育の普及の前に必要な基礎教育である。だが、重大な使命を担っている日本語学校が苦闘を強いられているのが現状だ。

◆和解仲介の窓口・原子力損害賠償紛争解決センター（ADR）

昨年2011年3月11日の東日本大震災による津波被害により、福島第1原発が水素爆発事故を起こして以来、同事故による実害、並びに風評被害が日本語学校に及ぼした影響は想像を超えるものがある。その代表的実例を、ここに二、三校、紹介したい。だがその前に、政府の「東京電力の福島第1・第2原子力発電所における事故」の損害賠償についての基本的考え方を紹介したい。政府は原発事故被害から「被害者を迅速、公平、円滑かつ適正に救済する必要がある」として「原子力損害による賠償に関する法律」（原賠法）に基づき、文部科学大臣の下に、原子力損害賠償の和解の仲介などを行う「原子力損害賠償紛争審査会」（本審査会）を設け、実務機関として「原子力損害賠償紛争解決センター」（ADR）を東京・港区西新橋1町目の第8東洋海事ビル内に設けた。和解仲介の手続きを実施する組織で、かつ和解仲介申し立ての受け付け窓口である。

◆損害賠償の柱・中間指針は冒頭で限りなく被害者救済を呼びかける

また、同本審査会は賠償を行う際の指針として、昨年平成23年8月5日に「原子力損害の範囲の判定に関する中間指針」を決定した。同事故により損害を被った被害者は個人・法人を問わず、中間指針に基づいて損害賠償請求を行い、請求が正当と認められた場合は損害賠償を受けられる。つまり、中間指針は「同事故による原子力損害の当面の全体像を示す」ものである。

注目すべきことは、中間指針は冒頭部分で「被害者と東京電力株式会社との

間における円滑な話し合いと合意形成に寄与することが望まれるとともに、中間指針に明記されない個別の損害が賠償されないということのないよう留意されることが必要である。中間指針で明記された損害についてはもちろん、明記されなかった原子力損害も含め、多数の被害者への賠償が可能となるような体制を早急に整えた上で、迅速、公平かつ適正な賠償を行なうことを期待する」として、東電をして限りなく被害者の救済に配慮するよう促している。

日本語学校に対する損害賠償としては、東電は「中間指針」の第7（いわゆる風評被害について）の4項（製造、サービス業等の風評被害）の指針Ⅱ）の記載を適用して損害賠償に応じている。そこには「海外に在住する外国人が来訪して……提供を受けるサービスに関しては、我が国に存在する拠点において発生した被害のうち、本件事故の前に既に契約がなされた場合であって、少なくとも平成23年5月までに解約が行なわれたこと……により発生した減収分及び追加的費用については、……原則として本件事故と相当因果関係のある損害として認められる」とある。日本語学校に対する損害賠償の主たる指針である。

帰国や入学辞退で留学生激減の苦境に立たされる日本語学校

◆中途退学者と入学辞退者の損害補填求めたアークアカデミーと東電の対応 学校側、母国に渡り一時帰国留学生・親に必死の復学呼びかけ

最初の例は渋谷に本社を置く「アークアカデミー」（代表取締役・鈴木紳郎）だ。同校には第一次損害補償の「本賠償」として平成24年2月15日に補償金が振り込まれた。同校は引き続き第二次損害補償として営業損害の補償金を請求。内容は「平成23年の4月の中途退学者及び7月期以後の風評被害の損害補填」だが、東電側は代理人を通し24年5月28日に「相当因果関係を認めない」と否認の「答弁書」を送ってきた。

アークアカデミー側は、平成24年6月27日付で反論の「意見書」をADRに送付した。平成23年4月の中途退学者への返金による売上減少に絞った内容だ。原発事故が起きた時期は、例年留学生がアルバイトや国内旅行をし「一時帰国する学生は皆無」だが、今回は両親から帰国指示が届き、4月以後の留学継続予定者の「8割の学生が一時帰国」をしたと指摘した。学校側は、帰国学生に震災後の東京の様子を電話し、スタッフが海外に出向き学生や両親を説得した結果「大半の学生は戻り」、4月開講に間に合わない学生には5月期や7月期に復帰するよう呼びかけたが「継続断念の学生が発生」。「原因は原発事故による放射能漏れの恐れと食・住への危険以外には考えられない。明白な相当因果関係がある」と主張。「風評被害」を否定する東電側の主張に反論した。

同校は平成23年7月11日付で、2番目の「意見書」をADRに送付し「4月期の短期集中コースへの入学申請者の激減」、及び「7月期、10月期留学コースへの入学申請者の激減について、原因が原発事故による風評被害である」と説明。「短期集中コース」は、3カ月のビザなし入国及び3カ月の滞日が許さ

れる韓国などOECD諸国を対象に学生を募集しており、特に7月期は夏休み利用の学生に人気コースとなっていたが、昨年3月13日以後、原発事故と放射能漏れの恐れが世界中に報道されて以後、問い合わせは激減、「5月末日までのキャンセルによる損害」は東電から補填されたが、入学申請者は途絶えた。

しかし学校側が問題にしたのは申請の激減だ。平成23年4月期短期コースは22年同期に比べて108名の減少。売上額の激減で、東電側に「明確な責任がある」と断じた。「7月期、10月期留学コースの入学者減」でも、留学コースでは、入学志望者に在留資格を疎明する資料を入国管理局に提出して在留資格認定証明書の交付を受けるために、入学申請は入学時期の4～6カ月前に受け付ける。1月から3月にかけて7月期入学希望者からの入学申請書及び付属書類の提出を受け、同校はすべて手間をかけ日本語訳にして東京入国管理局宛に在留資格認定証明書交付申請をしてきた。3月中旬の原発事故以後は、申請学生はピタリと止まり問い合わせも激減した結果、7月期の入学申請者は前年比で33名減、10月期の入学申請も平成23年は前年比53名の減。双方の売上減は相当な額に上った。

◆円高による影響の指摘に反証、アルバイトで円高をはねかえす留学生

「原発事故による風評被害との相当因果関係」では欧州債務危機による円高の影響が指摘されたが、同校は、留学生はアルバイトで週28時間まで働き、月約10万円の前後の収入を得られるため、当初一定額の資金があれば「学生はその後自力で生活していける。円高は留学生減少の理由にはならない」と主張。阪神淡路大震災では「急激な円高に見舞われたが、入学者はむしろ増えた。入学申請者の減少は原発事故に関わる風評被害が原因」などと反論した。

同校は「7月期入学辞退者増加による損害」も詳述。結局、入学辞退者は23名に達した。東電側は5月末までに入学辞退を申し出た3人に関する授業料の損害を補填したが、6月1日後の入学辞退者の損害補填はなかった。学校側は「6月1日以後の解約申し出には別の原因があるというなら被申立人(東電)において立証すべき責任がある」と主張。入学辞退が変則的で例外的な事態であり、同校では通例2%程度が、21%の23名まで達したのは「原発事故の風評被害以外に原因はない。残り20名の補償を求める」としている。

以上、第2次損害賠償請求の合計の損害賠償請求額は、短期集中コースを除き、各コースとも入学辞退者一人につき、選考料、入学金、授業料2年分×辞退者数(または入学減少数)を合算した額と、短期集中コースの入学減少数による減収額を足した総合計は、億単位に乗るほど甚大な被害だった。

◆東電側の反論の「準備書面」で再び相当因果関係を否定

平成23年7月期生留学生コースの解約減収分は検討を回答

東電側は7月31日に「アークアカデミー」の請求は「中間指針の定める要件を満たさず相当因果関係が認められない」と反論の「準備書面」を送ってきた。「平成23年4月中途退学者に関わる損害」では『中間指針に関するQ&A集』問119の「日本在住の海外留学生は『海外に在住する外国人』に該当し

ない」との記述を引用し「本件事故と相当因果関係がない」と反論してきた。

「24年4月期集中コースの入学者減少による減収」では「中間指針上は含まれてない」と補填を拒否。『中間指針に関するQ&A集』問110も引用し①事故前の契約、②平成23年5月までの解約、③解約により発生した減収分である——の3要件を満たさず「相当因果関係は認められない」と判定。「平成23年7月期留学生コース入学申請減少による減収」も、同じ理由で退けた。

「平成23年10月期留学コース入学申請減少による減収」も、東電は同上の理由で却下してきたが、「平成23年7月期留学コース入学辞退者増加による減収」については、平成24年3月14日決定のADRの総括基準（訪日外国人を相手にする事業の風評被害等）の記述を基に、東電側は「中間指針及び総括基準の趣旨を踏まえ、平成23年6月1日以降の解約による減収分に関しては賠償の是非を検討したいと回答してきた。

◆相当因果関係をめぐる東電の論理は中間指針の曲解と厳しく反論

入管申請は明確な類型にあたる。『中間指針に関するQ&A集』引用に釘

「アークアカデミー」は、東電側の「準備書面」に対する三番目の「意見書」を8月20日付でADRに送付。東電が答弁書で中間指針の第7の4項のⅡを基に「相当因果関係が認められない」と指摘したが、この中間指針は「事故前の契約+5月末日までの解約」には「相当因果関係がある」と書いてあるだけで「その余の案件の相当因果関係には何ら触れていない」と指摘。「相当因果関係がないとの根拠とするのは、中間指針を都合よく曲解」したものと反論した。

「諸外国で様々な風評が流れ、多くの国で日本を警戒渡航地域にしたために、本来申請が殺到するべき3月中旬に申請が無くなった。学生の多くが一時帰国したのも、短期留学を検討していたはずの相当数の学生も結局留学を断念せざるを得なかったのも原発事故のせい」と学校側は主張。さらに東電側が「東日本大震災による地震と津波の影響も」と踏み込んだ点も「原発事故の影響を否定していない。あまりにも自明なために否定できないのだ」など徹底反論した。

また「風説が流布される中で、自国の政府が『警戒せよ』と警告したら、どういう心理になるのでしょうか」として、外務省が渡航警戒地域としたイラクで人質にされた日本人ボランティアの例を挙げ「自業自得だ。日本政府の勧告を無視するからだ。」と非難論調だったことを紹介、「自国の政府の勧告を無視するには相応の動機づけとかなりの勇気が必要」として「日本への留学希望者は同じ立場に置かれた」と申請減少の原因は「風評被害」と重ねて反論した。

平成23年4月期中途退学者増では、東電側が「日本在住の外国人には情報の格差がないため」と補填を断ったのに対し「私たちネイティブと同等の日本語力を身につけた学生は数えるほどだ。大半は日本の新聞なども読んでいないし、テレビのニュースもあまり見ない。……現代はネットの時代で豊富な母国語による情報を入手できる。100%近い学生が携帯電話を持つ時代だ。母国の両親が『日本は危ない。費用は負担するから帰国せよ』と命じたのだ。外国人学生のとった行動の意味を理解できる。原因は原発事故で放射性物質の飛散による食生活や住生活への不安だ」と東電側に根拠がないことを指摘した。

東電側は『Q&A集』で入管申請を「類型として示せない」と決めつけているが「入管申請は明確な類型」であり、同集の『予約+キャンセル』に相当するかもしれない。あえて類型を意識して入学（入管）申請の前年比減少の補填を求める」とした。さらに全国に450校ある日本語学校は一定の時期に入管書類の作成、提出の同じ業務を行っており「明確な類型と考える」と「7月期留学コースの入学申請の減少について補償理由」をはっきり示した。

◆東電の不作为と人為ミス of 社会的責任を求める翰林日本語学院

二番目の例は、横浜市の田園都市線青葉駅前にある「翰林日本語学院」（校長・長岡博司）。同校は昨年平成23年11月4日に東電に風評被害による損害賠償を求める請求書を送り、東電からは平成24年1月12日付で、入学キャンセルの留学生20人分の減収に相当する損害賠償金の振り込みを受けた。そこで第二次損害賠償請求のために、さる4月5日に「申立書」をADRへ提出した。

申立書は、原発事故来の窮状を列挙している。

第一に、原発事故以来「炉心溶融」報道が連日なされ、留学生は不安と脅威を感じ「帰国」か「勉強か」判断に迷い、両親から帰国相談を求められるなど精神状態は混乱。さらに溶融報道が止まらず大半の学生が動揺し帰国。復学しない学生が多く、留学希望の学生も断念する事態が相次ぎ「在学者数が事故前に比べて47.5%と大幅減となり経営基盤は危機的状況」と指摘。

第二に学生減少に伴う売上減も同率の減額となったこと。日本語学校の運営形態が変わり、事業譲渡金の残余金は無い状態で、銀行融資で何とかつないでおり「被害の信頼回復に相当の覚悟と期間を有すると危惧している」と主張。

第三に「東京電力への損害賠償」の第二次請求理由を説明している。

1点目は、東電は平成20年に津波リスクの再検討を行った際、福島第一原発で15mを越える想定波高が示されたにも係らず、津波の防御工事をしなかったために原子力発電の事故につながった。東電の危機管理対策及び管理者の監視及び施設管理義務を怠った人為的なミスであり社会的責任は重大だ。学院の学生減少の理由は「東電の責任感の無さと危機意識の欠如などにより原発事故が発生したからで、その後の放射性物質の漏洩により食及び住環境などの安全性に不安や不信感を与えた風評被害による。本学院の責任は皆無」と主張。

2点目は、学校の窮状を訴え「学院が閉鎖になれば、個々の学生は路頭に迷い……留学生全体の問題にまで発展しかねない状況が予想され……国際問題をはらんだ重大な社会問題となりかねない」などと抗議している。

第四に「補償事項とその主な理由」は以下の通りだ。①学生減少に伴う売上減少は風評被害によるもの。学院の責務は皆無。②中間指針の風評被害による相当因果関係、あるいは合理的な立証方法があるものは補償対象。③中間指針の解釈につき、東電の審査部門は「海外に在住する外国人が来訪して3月11日前に契約し、5月31日までに取り消した者」だけを補償対象にしたが「この解釈は短期的なイベントの事業と同一の基準で取り扱われたもので、残念かつ遺憾。合理的な判断としては疑義がある」とし、諸外国が出した緊急帰国や退避勧告だが、福島県のみならず神奈川県 of 農産物も放射性セシウムの暫定基

準を超え、帰国留学生も留学希望者も留学を断念する状況が続いた。④大学、短大、高等専門学校、専修学校の留学生は全体の学生数の3.57%だが、日本語学校の学生は全員外国人であることに理解を。⑤補償は学生減による授業料・入学料・選考料のみならず、説明渡航費用などの諸経費も要求する。

◆東電側の「全面拒否」に翰林日本語学院が反論の「申立書」

高木義明文科相、中間指針に類型として示されぬ損害にも適切対応を答弁

申立について東電側からは5月9日に「全面拒否」の回答があり、同校は5月21日に「東電の答弁書に対する反論及び尋問の申立書」をADRに提出した。東電側が「風評被害による逸失利益」の損害補償の対象期間につき「5月末までに入学を取り消したことによって」と狭義の解釈を採ったのに対し、翰林日本語学院は、中間指針の第7の4項の指針Ⅱ)の記述は「新たに入学を予定及び入学を取り消したとは記述していない」「事故前に既に契約がなされた場合であって、少なくとも5月末までに解約」となっている、「この事故前とは在生学生も含むことを考えているからである。」また、「少なくとも5月末まで」とは「少なくとも意味あいから、5月末後も対称なるのが、文理解釈である」と反論。高木義明文部科学大臣が平成23年8月8日の参議院文教科学委員における答弁を紹介し反論した。

高木大臣は「中間指針で類型として示されていない損害であっても、個別の事情を勘案して事故との相当因果関係が認められるものにつき、東京電力から適切な対応がなされるものと考え」と公明党の西田実参議員の質問に答えた。

また、売上減少に伴う損害賠償の内容については、中間指針の第7の1項(一般的基準)の指針Ⅰ(風評被害の定義)並びに、備考の1(特殊な類型の被害)に照らして、狭義に解釈する東電の主張を否認した。

◆横浜も被災地・各国の渡航禁止勧告などが示す「日本」は「日本全体」指す

また、2年留学生が多い同校の事情から「在学する者も(相当因果関係を)認めるべき」と主張し東電の主張を「否認」。「横浜市は特段の注意勧告はなされておられません」との指摘にも、中国(衛生状態注意など)、香港(赤色警報)、タイ(日本への渡航延期)など各国の勧告が示す「日本は、日本全体を示すもので、横浜市も当然、自粛の範ちゅうと考えるべき」と主張した。

スイス(東京・横浜から退避)、オーストリア(出国または東京・横浜から退避)などの勧告がインターネットを通じて発信され「情報を見聞した両親などは子供の安全を優先するのが当然」で、総括基準の3項(訪日外国人を相手にする事業の風評被害)から「風評被害と解釈する」と東電の主張を「否認」。

「横浜市が被災地か否か」の問題では「政府が決めた放射性物質の暫定基準・新基準につき、農水産物が神奈川県を含め9県が基準値を超えていると厚労省と農水省が公表」したこと、神奈川県農産物につき「米国・韓国は輸入停止」、EU、タイ、香港、台湾、中国は「検査書を要求」したことから「神奈川県も被災地」で、横浜市が「被災地ではない」とする東電の主張を否認した。

東電側が「答弁書」で『横浜は福島から相当の遠隔地である』及び「外国人

が訪日を控える背景には、東日本大震災、円高、ヨーロッパにおける信用不安の影響も考えられる」と主張している点は、①震災被害については、同心円状の距離が「観光業の風評被害」地域として認められている千葉県館山市や南房総市より、翰林日本語学院が「近い距離にあるにもかかわらず、横浜市が遠隔地域の理由付けは疑問」。②リーマンショックによる欧州の信用経済の不安については、外国人入国者数が発生時の2008年に比べて09年、10年の方が多い。1995年（平成7年）の阪神淡路大震災が震度7の激震が発生したにもかかわらず、外国人入国者数が95年は減ったが96年は増えた——など大震災や円高の影響を「否認」した。

◆留学生減少に伴う売上減少の補填は減少数のわずか9%、東電は再び拒否

原子力損害賠償紛争解決センターに入管手続き申請の困難に柔軟取扱を要望

東電側の「無駄な建物借料相当額」などの項目では、学生数が事故前の学生数451人から2011年の237人となり、（補填された）20名の補償比率は減少数214人の9%で「これで賠償済みという感覚が理解できない。誠意ある答弁とは到底考えられない」とし、中間指針の第7の1の指針IV（損害項目）の①の『営業損益』の追加的費用として明記されている」と「否認」した。

渡航費用など諸経費については「保護者である両親に原発事故の状況を説明することが教育機関として重要かつ責務と考えた」「日本の信頼を回復する絶好の機会に相互理解にも役立つものと判断して」行ったもので「中間指針の同IV項の②の『追加的費用』と解釈すべき」などの東電側の主張を「否認」した。

また同校はADRに対し、「アークアカデミー」で紹介したように日本語学校の入学手続きに伴う複雑な書類整備事情について、特段の理解を求める「要望書」を送った。原発の関係から横浜入管は7月締め切りを「4月22日及び5月10日」、10月締め切りを「6月2日及び6月9日」に伸ばし特別対応をしたのだ。さらに原発事故・放射能汚染情報が相次ぎ、原子炉の安定を意味する福島第1原発に関する政府の安全宣言が同年末（平成23年12月26日）に至ったことなど様々な要因が重なったとして、同校は「やむなく契約解除を余儀なくされる者も少なくない」「原発前に契約した文言については、前述の状況及び入管の締切日も考慮いただき柔軟な取扱をご検討願えればありがたい」との「願い書」を送り、7月期生、10月期生の新規入学者減少に配慮を求めた。

これに対して、東電側はさる6月14日に、再び「全面拒否」を回答した。東電と翰林日本語学校の和解に向けての相互のヒアリングはきたる9月13日に行なわれるが、翰林の損害賠償担当の井之上純孝氏は「今回の事故により、わが校に損害が発生した責任はあくまで、人為ミス、設計ミスをした東電側にあるもので、留学生減少としての売上高減少を賠償する責任はあくまで東電にあると考える。東電は損害賠償の対象期間について、中間指針、及び統括基準を基に狭義に解釈しているが、文科省の大臣答弁にあるように、日本語学校が抱える事情に配慮した検討がなされるべきと考える」語る。

◆観光業より被害甚大・被災地宮城県の仙台ランゲージスクールと東電の対応

3番目は、東日本大震災の被災県・宮城県の「仙台ランゲージスクール」の例だ。同校はさる4月19日付で、ADR宛に「和解仲介申立書」を送った。申立の趣旨は、平成23年3月11日から平成23年12月末日までの期間についての損害賠償請求だ。東電側が平成23年4月期入学予定の留学生が、平成23年5月末日までに入学をキャンセルした際の損害賠償請求に対し一部賠償しか行わなかったために行った和解仲介申立だ。

同校は、東電の賠償責任について、中間指針の「風評被害」に該当すること。他の日本語学校同様に、各国の「渡航禁止勧告・自粛勧告・日本が危険である旨の報道を受けたことで、汚染の危険性を懸念し、宮城県に留学することがなくなり、日本語科に入学する留学生が激減した」として「風評被害」を主張。

また「風評被害」についての原発事故との相当因果関係については、中間指針の第7の1項の指針Ⅱを引用して「請求に根拠がある」と主張した。

さらに総括基準も引用し「申立人（学校側）が被った風評被害による損害と原発事故との相当因果関係が認められることになる」と主張。さらに「日本語学校の特色」につき、中間指針の第7の3項（観光業の風評被害）の指針Ⅱ、訪日外国人を相手にする事業の風評被害についての総括基準1（平成23年5月末までに生じた外国人観光客に関する被害のうち……本件事故との間の相当因果関係について）及び2（同年6月以降に生じた……）を挙げながら「外国人留学生を対象とした日本語学校では観光業以上に風評被害による被害が甚大であり、確実に損害が発生してしまう」と厳しい環境下にあることを主張した。

その理由は「外国人留学生は1年間から2年間の長期に渡り、学校側が用意した寮などに入って日本語や日本文化の教育を受けること。卒業後、日本の専門学校や大学に進学し長期滞在を前提にしており、原発により食及び住環境の安全性が実際に損なわれ、そうした報道を見聞きした外国人留学生は長期日本在留の希望を完全に失ってしまう」ことなど留学生の特別な環境を強調した。

◆消えぬ注意勧告・宮城県の厳しい環境は外国人観光客と留学生の減少に出る

加えて「仙台ランゲージスクール」の日本語科では、主に中国、台湾からの留学生を受け入れていたが、中国は渡航自粛勧告をだし、その大半はすでに解除されたが、東日本大震災の深刻な被災地への訪問自粛勧告、日本全域への安全に関する注意喚起は、平成23年12月においても継続されたこと。同校は平成23年10月以降も日本において基準値を超える放射線量が複数箇所検出された報道がなされ、日本観光すら依然控えられる状態だった事実を挙げた。

また、台湾も原発事故発生後、被災地への渡航自粛、退避勧告、日本への渡航注意勧告を出し、勧告の大半は平成23年6月までに解除されたが、福島県からの退避勧告は同年12月まで継続され「隣接している宮城県にわざわざ留学する者は存在しない」と地理的環境の厳しさを強調。平成23年12月時の「日本の外国人登録者数」の平均減少率2.6%と、宮城県13.6%の数字も使い、「留学」の在留資格による「日本在留留学生の割合は前年に比べて全体で6.4%減少し、宮城県は21%の減少で減少率が著しく高い」と説いている。

従って、両親が福島県の隣の宮城県に留学させるはずもなく、「原発事故以降

の申立人（同校）における新規入学者総数は、一年を通して29人まで減少し、事故前と比較して32%まで新規入学者数が減少した」と主張。同校の例は「汚染の危険性を懸念し、申立人（仙台ランゲージスクール）などの日本語学校への留学を敬遠したくなる心理は、長期滞在を前提としている平均的・一般的な外国人留学生若しくは留学生となる可能性のある者を基準とすると、十分な合理性を有して」おり、「相当因果関係のある風評被害にあたる」と強調した。

以上を根拠に「仙台ランゲージスクール」は、①2011年3月～同12月分の前年売上減少額、②母国の両親説得、状況説明用の海外渡航費用、③校舎賃貸料、④寮賃貸料、⑤弁護士費用——などの合計額を請求した。

◆相当因果関係を認めぬ東電・支払いは4月期新入生キャンセル3名分のみ

東電側は、代理人を通じ平成24年5月28日付で、賠償請求に反論する「答弁書」を送付した。「賠償」を認めたのは平成23年2月3日に支払い済みの500万円弱のみ。後は全て「相当因果関係を認めない」と否認。売上減少分については、東電は「仙台ランゲージスクール」の「風評被害による逸失利益について」、中間指針に基づく「減収分及び追加的費用については賠償を行った」としている。しかし、他の損害賠償請求は「否認」。いずれも「(中間指針の)条件を満たしていない」としている。同校が強調した「外国人留学生の特質」では、総括基準にある「平均的・一般的な外国人」を「日本語学校に入学する外国人留学生における平均的・一般的外国人」と解釈、であれば「各国の自粛勧告などがある程度緩和された情報は得ていた」と6月以降の解約を否認した。

また「外国における注意勧告の影響」では、中国国家旅遊局は福島県や宮城県に「注意勧告」をしたが、4月29日には被災地への「渡航延期勧告」から、深刻な被災地への「訪問自粛勧告」へ緩和。台湾は交通部観光局が3月13日に青森、岩手、福島、北海道への「旅行中止勧告」を出し、6月13日には「(旅行に適しない)赤色警告」を、福島県を除く東北全県で解除したと徹底反論。

東電は「外国人登録者数」の減少も「宮城県における外国人登録者数の減少率が高くなった原因は本件事故ではなく地震及び津波による被害と看守できる」。「約8割が震災後もそのまま在留」とし「滞在中の外国人留学生の退学」も「海外在住の外国人よりはるかに多くの情報を保有していたはず」とにべもない。

「新規入学者の減少」では、4月期生は「結果は2月末」に決まるので「本件事故とは無関係」とし、7月期生については「平成22年度にすでに54.9%減となっていることから新規入学者の減少は本件事故が無くとも発生が看取できる」と主張。上記の各検討を元に東電側は「本件事故との相当因果関係を認に足る個別具体的な主張・立証は認められない」と賠償請求を退けた。

◆訪日自粛「放射性物質に関する懸念」回答中「苦しみの中、日本に行くのは

今回の第二次損害賠償請求に対し、さる8月23日にADRで第1回口頭審理が行われたが、8月16日付で東電側の代理人から同校に損害賠償請求の申立に対し再び反論する「第1準備書面」が届いた。主な内容は以下の通り。

① 在日中国大使館が昨年3月15日に出した「中国公民の国外脱出を手配す

る緊急広告」との指摘について、東電側は「新潟県、福島県、茨城県、岩手県を対象地域として、宮城県は対象地域から外されていた」と主張。

- ② 文科省の「留学生の在籍・就学に関する抽出調査」では、4月20日時点で通学圏にいた留学生は35.1%、1カ月後の5月20日時点で東北地区が86.5%。「各国の渡航自粛勧告などがある程度緩和されたと認められる」と軌を一にして、同年5月末日までには急激に回復。留学生が原発事故に関し「情報収集に尽力し合理的な行動を選択したことが看取できる。

また東電は「追加的費用」の主張でも、渡航費用では「渡航状況が不明なこと、損害拡大回避の効果が不明」として回避理由を挙げた。「相当因果関係」では、同校が、観光で「訪日を控える理由に放射性物質に関する懸念回答者86%」を挙げた点につき、同調査で「旅行の中止・延期」の原因は「福島原発事故が60.7%」「観光地の被災が52.3%、余震への不安が51.0%」などと原発事故以外の原因が大きく影響していると指摘した。

東電側は以上の反証を挙げ「日本への留学生の属性に鑑みれば、放射能の影響が広がっていると考えることの合理性は、訪日外国人旅行者の場合に比して厳格に捉えるべき」として、「放射性物質による汚染の危険性を懸念したことを理由とした退学の行動に及んだとしても、このような行動を選択したことについての合理性は認めがたく相当因果関係は認められない」と結論づけている。

仙台ランゲージスクールは、10月11日にADRの第2回口頭審理を迎えるが、それまでに東電側の要求資料を揃えて送り、東電側は10月4日までに回答する予定だ。同校の泉岡春美代表は、東電側の主張に対し「新潟県が入って、宮城県が緊急広告の対象地域から外されていたことは未確認だが、中国大使館の車が退避勧告の時に来ていた。学生は仙台のホテルに集合しチャーターされた観光バスで新潟空港に向った。そこから本国に帰ったのでしょう。対象地域でなければそうした対応はとりません。ADRの弁護士は『相応因果関係が認められます』と言われた。風評被害を認めていないところが問題であり、相当因果関係が認められれば東電側の主張は全部崩れる』と見通しを示した。

◆日本理解者の増大は安全保障政策の1つ。崇高な使命担う日本語学校

3校の申立書からは日本語学校の苦境が目に見えてくるが、最後に「アーカデミー」の鈴木代表取締役が『意見書』で述べた内容を紹介しよう。

「留学生の獲得は自国の理解者を増やす手段としても、安全保障政策の一つとしても位置づけられる先進諸国の重点政策になっている。……文部科学省の留学生30万人計画は、2020年において世界の留学生総数は600万人になると想定して、日本国はその5%を招こうという趣旨だが、日本の大学における留学生14万人弱のうち7割は私たち日本語学校での日本語学習を経由してから進学したものです。……激的な世界の留学生争奪のなかで、私たちは国策に協力し、世界の平和と日本の発展を願って努力しております。日本留学への最前線として、学校の宣伝もさることながら、日本の文化・社会の魅力につ

いて語り、安全な留学生生活を語る立場にあります。……その日本社会の安全神話を一挙に崩したのが、東京電力における原発事故です。放射性物質の飛散による食生活や住生活の安全性に疑問を持たれたのが風評被害の本質です。……原発事故から1年5カ月を経過した現在においても、留学生は原発事故以前の状況に戻っておりません。……できるだけ早く回復させるべく、申立人（アークアカデミー）も努力しております。しかし、回復するまでは責任のある被申立人（東電）に減収分について補填を求めざるを得ません」

原発事故の風評被害を被った日本語学校の責任者は皆、心中は同じ気持ちだろう。前述の通り、大学、短大、高等専門学校、専修学校の学生中、留学生が占める割合は3.57%なのに対し、日本語学校の留学生が占める比率は当然だが100%だ。また、大学の14万人の留学生中、7割の学生が日本語学校の卒業生だ。進学先の大学や高等専門学校がこうむる風評被害などは、学校側にとっては何ともないが、日本語学校にとって及ぼす風評被害の打撃がいかに大きいか、東電に深く理解してほしいところだ。日本語学校の使命の崇高さ、留学生の存在の重さを看取り、十分に配慮いただけるよう心からお願いしたい。